事業概要

〈平成31年(令和元年)度版〉



東京都北区 パープルリボンシンボルマーク

スペースゆう

(北区男女共同参画活動拠点施設)

目 次

事業権	既要
-----	----

Ι		设概要	• • • • • • • 1
\blacksquare		哉及び運営体制	3
\blacksquare	事	業概要	• • • • • • 4
	1	啓発事業(講座等)	• • • • • • • 4
		(1)ゆうレポートの発行	• • • • • • 4
		(2) 北区男女共同参画週間	•••• 5
		(3)北区さんかく大学	•••• 6
		(4)女性の活躍推進応援塾	•••• 7
		(5)スペースゆう主催講座	••••• 9
		(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業	•••••• 10
		(7)区民企画協働事業(旧パートナーシップ 事業)	• • • • • • • • 11
		(8) 出前講座	••••• 12
		(9) 共催事業	•••••• 13
		(10) その他の啓発	•••••• 14
	2	相談事業	••••• 15
		(1)年度別・種類別 相談件数(過去5か年分)	• • • • • • • • 15
		(2)こころと生き方・DV相談	• • • • • • • • 15
		①利用状況	••••• 15
		②年齡別相談件数	••••• 15
		③相談内容別件数	••••• 16
		(3)DV専用ダイヤル(電話相談)	••••• 16
		(4)女性のための法律相談	••••• 17
		①利用状況	• • • • • • • 17
		②年齡別相談件数	••••• 17
		③相談内容別件数	
		(5) スペースゆう・にじいろ電話相談	••••• 18
	3	施設運営	••••• 19
	Ū	(1)年度別・種類別 利用件数及び人数(過去5か年分)	•••••• 19
		(2)多目的室利用状況	•••••• 19
		①時間別利用状況	•••••• 19
		②部屋別利用状況	20
		③曜日別利用状況	
		(3) その他の施設の利用内訳	
			•••••• 21
	4	団体登録状況	••••• 22
	5	情報コーナー(所蔵数・貸出人数)	••••• 22
0	参	考資料	
	東京	京都北区男女共同参画条例	23
	東京	京都北区スペースゆう条例	26

I 施設概要

1 名 称 … 東京都北区スペースゆう (男女共同参画活動拠点施設)

2 愛 称 …… スペースゆう

*「スペース」は場所、宇宙という意味であり、 開設当時、プラネタリウム付きのホールを併設していたこと に起因する。また、「ゆう」は主役はあなたといった「YOU」 という意味のほか、友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、 遊び(憩い)の場である「遊」という思いをこめたものである。

3 所在地 ・・・・・・ 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階

4 設置年月日… 昭和 46 年(1971 年)3 月 1 日婦人センターとして設置され、 平成 4 年(1992 年)4 月 1 日女性センターに名称を変更、平成 16 年(2004 年)4 月 1 日北とぴあに移転し、男女共同参画セン ターに名称を変更、平成 29 年(2017 年)4 月 1 日スペースゆ

う(男女共同参画活動拠点施設)に名称を変更。

5 開館時間 … 9:00~21:00 (日曜日 9:00~17:00)

6 休館日 ····· 月曜日、祝日、年末年始(12月28日~1月4日)

7 施設概要(総面積:633.59 ㎡)

	室名	面積 (㎡)	定員(名)	概 要	
	多目的室A	49	30	男女共同参画を推進するための学習会・講演会・研修会等 の目的で、有料で使用できる施設。	
	多目的室B	51	30	「多目的室AB」として1部屋での利用も可	
5	情報コーナー		12	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の 閲覧と貸出しを行う。	
階	交流サロン	_	26	少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用できる。	
	活動コーナー	1	10	グループ活動や打ち合わせ等に利用できる。	
	相談室 1	9.5	4		
	相談室 2	10	5	女性のための法律相談等、相談事業を行う。	
	ミーティンク゛ルーム	19	12	男女共同参画をめざすグループの会議等に利用できる。	

8 施設の利用(有料施設)

多目的室

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。

なお、登録団体は施設使用料の5割が減額となる。

9 登録団体の要件

- (1) 男女共同参画を推進することを目的として活動する団体であること。
- (2) 構成員が5人以上で過半数が区内在住、在勤もしくは在学の者で占められていること。
- (3) 営利及び政治、宗教活動を目的とせず、継続的・計画的に事業を行っていること。
- (4) 公益活動の計画立案及び報告ができること。

10 利用の申し込み

利用施設	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
	利用日の2ヶ月前			①申し込みの順番を決
多目的室	の日が属する月の	10:00~	スペース	める番号を引く。
A • B	初日	10.00/~	ゆう	②若い番号順に受付。
				③以降は随時受付。

11 施設使用料

()内は5割減額時

	施設	定員	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
多目的室A		30名	720円	1,120円	1,440円
5階	多日的主名	≅A 3U Δ	(360円)	(560円)	(720円)
り増し		30名	720円	1,120円	1,440円
	多日的主口	30 4	(360円)	(560円)	(720円)

付帯設備使用料 (5割減額の対象外)

種類	単位	使 用 料
アップライトピアノ	1台	510円
ビデオセット	1台	200円
ビデオプロジェクター	1台	510円
譜面台	1台	50円
持込器具使用•電源設備	1 🗆	200円

Ⅱ 組織及び運営体制(令和2年4月1日現在)

1 組織

総務部 ― 多様性社会推進課 ― 多様性社会推進主査 スペースゆう

2 スペースゆう運営体制

スペースゆう所長 (多様性社会推進課長事務取扱)

専門スタッフ (会計年度任用職員5名)

Ⅲ 事業概要

1 啓発事業

(1) ゆうレポートの発行

No.	内 容	発行日
No.46	 ●特集	6月20日
No.47	 ●特集 面前DV ~暴力にさらされる子どもたち~ ●CLOSE UP 北区男女共同参画に関する 意識・意向調査を実施しました ●講座レポート 2019年北区男女共同参画週間レポート 	10月31日
No.48	 ●特集 男も女も「仕事×家庭」ホンネトーク ●CLOSE UP 令和元年度北区ワーク・ライフ・バランス推進企業 を認定しました ●講座レポート ・キャリアアップ支援セミナー 人生100年時代 私らしい働き方をデザインする ・さんかく大学 "女の幸せ"解体新書 ~ 自分なりの生き方をさがしてみませんか ~ 	2月29日







(2) 北区男女共同参画週間

講座(講演) • 日時 • 会場	講師	内	容	参加数 (定員)
講演会 「今がいちばんだと思える生き方 〜人生100年を楽しみつくす極意〜」 6月15日(土) 14:00〜16:00 北とぴあ6階ドームホール	作家 下重暁子氏	『独』をでつして、では、大きなどのででは、大いのででは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでがあるが、は、大いのでは、大いのでは、大いのでがあるが、は、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大い	トセラ、 ・	111名 (120名)
映画会 「ドリーム」 6月22日(土) 14:00~16:00 北とぴあ6階ドームホール	-	1960年代初頭ので、差別は帰見ので、差別が偏見ので、持ち前の明初では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次	と闘いなが るさと知性で ン・グレンの テを成功させ NASAの黒人 功績を描いた 2016年 アメ	118名(120名)



(2) 北区男女共同参画週間チラシ



(3) 北区さんかく大学チラシ

(3) 北区さんかく大学

男女共同参画の歴史的背景、社会のしくみ・情勢など幅広い知識を学ぶことによって、区民の意識を高め るとともに男女共同参画社会の実現のために地域で活躍できる人材の育成を目的に開催している。

北区さんかく大学 "女の幸せ"解体新書 ~自分なりの生き方をさがしてみませんか~

各日14:00~16:00 (9月28日のみ15:00~17:00)

会場:スペースゆう多目的室AB

対象:一般 コーディネーター:笹川あゆみ氏

	コーディネーター:笹川あゆみ氏					
講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)			
第1回 "女の幸せ"は青い鳥? 〜女性学の視点から〜 9月21日(土)	武蔵大学社会学部 教授 千田有紀氏	女性学とは、女性自身が自分にとって もっとも切実な問題を研究課題として取 り上げ、自分の目で世の中の諸事情を解 釈し直すとともに、男性中心のもの見方 に変革を促す学問である。 昨今では、結婚して専業主婦になり、子 どもを産み育てることが「女の幸せ」と 考えれていたが、人生の選択肢の多様化 により結婚に対する様々な変遷があると いうことを知る講義。	22名 (40名)			
第2回 「家事のしすぎ」が "女の幸せ"を遠ざける!? 〜良い加減の家事とは?〜 9月28日(土)	翻訳家、 家事研究家 佐光紀子氏	長い間、専業主婦が家事育児をすべて 担ってきたが、共働きの増加により、家 事は分担することで家族の家事能力を高 めることができる。 家事のもつ意味や必要なスキルなどを学 ぶ講座。	19名 (40名)			
第3回 「都合のいい女」にならない 働き方とは 11月2日(土) ※台風の影響により、10月 12日から延期	ジャーナリスト、 和光大学名誉教授 竹信三恵子氏	日本において、形式的な男女平等は進んでいるが、実質的には不平等のままである。 「都合のいい女」にならないため、社会的な構造の本質を見抜き、状況を変える必要がある。それに対応するためのスキルを身につけるための講座。	22名 (40名)			
第4回 妊娠、出産を考える ~不妊治療にふりまわ されない生き方~ 10月19日(土)	明治学院大学社会 学部教授 柘植あづみ氏	妊娠や出産を考える上で、不妊治療の問題は大きい。女性の年齢的問題、不妊治療の成功率が低さ、自己意識の低下、まわりの人との人間関係など問題が複雑化している。 不妊治療を選択する上で、どのような意思決定をして生きていくことが必要かを考える講座。	18名 (40名)			
第5回 "私の幸せ"を 考えてみませんか ~ふりかえりと意見交換を 中心に~ 10月26日(土)	北区スペースゆう アドバイザー (東京家政大学非 常勤講師) 笹川あゆみ氏	前回までのさんかく大学をまとめるミニ 講義と、参加者どうしでのグループでの 意見交換を行い、それぞれ振り返り、自 分の意見をまとめた。	14名(40名)			

(4) 女性の活躍推進応援塾

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員)
基調講演 浜田敬子講演会 「働く×女性」 4月28日(土) 14:00~16:00 北とぴあ6階ドームホール	BUSINESS INSAIDER JAPAN 統括編集長 浜田敬子	男女雇用機会均等法施行4年目の平成元年に朝日新聞に記者として入社した浜田氏が、自身のキャリアと平成の30年間の女性の雇用状況の変化を対比させながらの講演。女性が働くことの困難は多いけれど、いかに問題を解決するか、切り抜けてるか考えて前へ進もうと話された。	69名 (120名)

キャリアアップ支援セミナー 人生100年時代『私らしい働き方をデザインする』 多様な選択肢のある社会の中で、私らしく、楽しく働くために!

各日9:45~11:45 会場:スペースゆう多目的室AB

対象:現在、企業にて勤務中の女性(産休・育休中の方なども含む)

講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
第1日目 『これまでの私』と『ありたい私』 眠っている強みを引き出して、 私をエンパワーメント!		キャリアアップの新しい考え方について知り、自分史の振り返りとグループワークを通して自分の強みと能力を知るとともに、モチベーションを維持する心との	14名 (30名)
11月9日 (土)	MY STORY K.K. 代表 女性活躍コンサルタント	向き合い方を考える講座。 	
第2日目 『これからの私と働き方』 生き方ファーストで、私らしい働き方 をデザインする! 11月16日(土)	久保田一美氏	人生100年時代を迎え、自分が大切にしている価値観を知り、ライフキャリアにおける優先順位を考えることにより、人生をより良く生きる、「生き方ファースト」の考え方で他者に縛られない、私らしい働き方をデザインする講座。	12名(30名)









起業家支援セミナー「ちょこっと起業」〜私らしく始める、起業スタイルの見つけ方〜 各日9:30〜12:30

会場:スペースゆう多目的室AB

対象: 18歳以上の女性で起業に興味のある方、起業して2年以内の方 ※ステップアップ編については、入門編を受講しさらに学びたい方

講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
入門編 「起業てなに?起業の手順を 学びましょう!」		起業に必要な基礎知識・手順・税金・保険を網羅した講座。 自分自身の棚卸をし、自分に合った起業スタイルを見出すため、起業のアイデアの出し方を提供した上で、自分の起業の	21名 (20名)
日曜コース 5月26日(日) 平日コース 5月29日(水)	中小企業診断士 川口佐和子氏	形を発見することを目的とする。 講座では、自分の起業に対する思いを参加者の中で共有した上で、ディスカッションも実施した。	21名(20名)
ステップアップ編 「スモールビジネスの始め方」 6月2日(日)	税理士 池田理世氏	より具体的な事業内容を目指すため、マーケティングとターゲットの重要性、資金計画(開業資金、運転資金)、利益計算の基本、損益計算書、売上原価、金融機関からの借り入れや東京都や北区の助成金などについての講座。 起業家体験談やグループワークから事例や情報を得ることも目的とする。そのほか、産業振興課の無料相談などの紹介も行った。	23名 (30名)

再就職支援セミナー

各日10:00~12:00

会場:スペースゆう多目的室AB

対象:主に結婚・出産・育児・介護などの理由で現在離職中かつ再就職を希望する女性。

※2日間参加できる方優先。

講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
第1日目 結婚しても、育児をしても、 介護をしても再就職! 〜女性のための再就職準備セミナー〜 10月9日(水)	マザーズハローワーク東 京就職支援ナビゲーター 市村知英子氏	今まで自分の経験した仕事の場面を振り返り、働く目的や課題や希望を整理し、やりたい仕事のヒントを提供するセミナー。 ワークでは、現在のわたしの役割と未来のわたしの役割を記入し、現実と理想を可視化して見つめ、最近の再就職の実情や、マザーズハローワーク東京の独自の求人情報の紹介があった。	18名 (30名)
第2日目 身だしなみメイクアップセミナー 〜就活にもビジネスシーンにも これでOK!〜 10月10日(木)	一般社団法人 日本ビジュアル支援協会 理事 坂井ナオミ氏 認定講師 小松勤子氏 認定講師 栃谷ユリ子氏	就職活動やこれからのビジネスシーンにも使える服装・ポイントメイク・髪型・身だしなみ・面接マナー(表情、姿勢、挨拶)を情報提供する講座。ペアワークでは写真撮影も行いながら、第一印象で好感を持たれるためのヒントを得てもらう企画となっている。	12名 (30名)

(5) スペースゆう主催講座

(5) スペースゆつ王催講			参加数
講座・日時・会場	講師	内容	(定員) 対象
DV理解基礎講座 「DVにさらされる 子どもを救うために ~乳幼児精神保健からのヒント ~」 11月17日(日) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室AB (共催:子ども家庭支援センター)	児童精神科医、世界乳幼児精神保健学会WAIMH理事・日本支部会長、慶應義塾大学医学部小児科精神保健班顧問、LIFE DEVELOPMENT CENTER渡邊醫院 副院長渡辺久子氏	ドメスティック・バイオレンス(D V)は、親密な関係においておこる暴力であり、身体的暴力に限らず、様々なかたちがある。子どもたちがDVにさらされるだけでなく、子どもたちの前で親がDVにあうのも面前DVという暴力である。 子どもたちを救うために家族、友人、隣人としてどのように支援すればよいかを学ぶ講座となっている。	45名 (40名) 一般
ワーク・ライフ・バランス講演会 「抱え込まない介護のヒント 〜介護離職をしない!させない! 働き続けるために〜」 12月5日(木) 14:00〜15:30 北とびあ6階ドームホール	セントワークス株式会社 ワーク・ライフバランス コンサルタント 一之瀬幸生氏	日本社会が抱える介護の現状、2017年問題や大介護時代の到来等について、話してもらい、介護の長期化やその他の問題に対処する方法について学ぶ講座。 介護に関する制度や施設の利用方法について具体的な紹介があり、実際に自分が利用する際の方法を出席者自身がワークシートを記入することによって、解決策を探り、不本意な介護離職を防ぐための方法について提示された。	39名 (120名) 一般・年 ・ 中企 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ り ・ り き り り り り
男性向け講座 「フェアメンになろう! 〜男性の立場から取り組むDVのない地域づくり〜」 12月1日(日) 13:30〜15:30 スペースゆう多目的室AB	ー般社団法人ホワイトリボン キャンペーン・ジャパン 共同代表、 関西大学 文学部 教授 多賀太氏	男性が主体となって「DVのない地域 づくり」を学ぶ講座。 DV(配偶者暴力)をめぐる現状やそれが生じる背景を知り、女性や他の男性に対して暴力を振るわず対等な関係を築く「フェアメン」について教示があった。また、男性の生きづらさと、対等な関係を築くためにはお互いを尊重し、お互いの言葉で気持ちを伝え確かめ合う対話の重要性について話された。	28名 (50名) 一般 (主に男 性)
防災講座 多様性の視点から 災害への備えを考える 3月1日(日) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室AB (共催:防災課) ※新型コロナウイルス感染拡大 防止のため中止	公益財団法人市民防災研究所 理事・特別研究員、 「東京くらし防災」編集・検 討委員会委員長 池上三喜子氏	の災害に直面したときにあわてないよ	-名 (50名) 一般









(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生や高校生のみなさんが、さまざまな分野の職業について具体的で明確なイメージを持ち、夢と希望を持ってチャレンジできるよう、比較的女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高校に派遣し、その職業を選択した経緯や向き合う姿勢などについて講演会等を実施している。

開催校•日時	講師	職業	対象学年 受講生徒数
稲付中学校	大塚紀子	鷹匠	2学年
5月20日(月) 14:00~15:00	八塚花子	<u></u> 鳥匹	121名
田端中学校	高橋正実	デザイナー	2学年
6月7日(金) 14:30~15:20	同恫止夫	7917-	92名
桐ヶ丘中学校	小田嶋良	パイロット	2•3学年
6月26日(水) 13:30~14:20	7.四幅区	714 091	321名
堀船中学校	鈴木麻美	消防士	2学年
9月6日(金) 14:35~15:30	立り入りが大	T CAEV	61名
明桜中学校	 	照明設計士	1学年
11月29日(金) 13:45~14:45			176名
浮間中学校	大塚紀子	鷹匠	1学年
2月10日(月) 13:25~15:15	篠原奈緒子	照明設計士	146名
赤羽岩淵中学校			
3月4日(金) 13:30~14:20	小田嶋良	パイロット	2学年 -名
※新型コロナウイルス感染拡大防止 のため、中止			Ü

(7)区民企画協働事業(旧パートナーシップ事業)

区は、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対し、会場提供及び広報協力などを行い、区民との協働により、広く男女共同参画を推進するための事業を実施している。

この励動により、四く男女共同			
講座・日時・会場	企画•運営団体	内容	参加数 (定員) 対象
ワーク・ライフ・バランス 子育て女性のための 時間管理術 9月19日(木) 10:00~12:00 スペースゆう多目的室AB	一般社団法人 ANDMAMACO	時間管理のポイントを知るこで誰でもすぐに実践できる時間管理術を学ぶ。スケジュール管理、タスク管理、習慣化、女性が働く上でもっとも大切なことなどをワークショップを通じて、参加者の様々なキャリアをシェアし、今の自分を見つめ直す講座であった。	20名 (30名) 一般女性
日本の常識は 世界の非常識!? 世界の国の"ジェンダー 平等"について学ぼう! 11月3日(日) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室AB	NPO法人 ジェンダーイコール	アイスランド、アメリカ、ニュージーランドの外国人ゲストを招き、ジェンダーに対する認識が日本と海外では異なるという事例を紹介。子ども世代と親世代のグループでジェンダーの固定観念や家庭内性別役割分担問題について考えを深めた。	15名 (40名) 中学生以上 の10代
性の多様性 〜自分らしく生きる〜 ドキュメンタリー映画 「性別が、ない!」 上映会とトークショー 11月10日(日) 14:30〜16:30 北とぴあ6階ドームホール	Rainbow Tokyo 北区	I 映画「性別が、ない!」 ドキュメンタリー映画上映 I トークショー 渡辺正悟氏(映画監督)、小林りょう こ氏(ハートをつなごう学校)、仙波 由加里氏(お茶の水女子大学ジェン ダー研究所)ほか3名の方々を招き、 性の多様性についてパネルディスカッ ションを行った。	80名 (120名) 一般
未来を拓くことば 晶子も みすゞも らいてうも パートⅢ 〜大正琴の演奏を交えて〜 3月7日(土) 14:00〜15:30 スペースゆう多目的室AB ※新型コロナウイルス感染拡 大防止のため、中止	アゼリア会	新時代「令和」を迎え、今一度足元を 見つめ直し、未来に想いを馳せるた め、これまでの時代を切り拓いてきた 女性作家たちの心に残る言葉の数々と 足跡を、大正琴の音色と朗読劇でふり かえる。	-名 (40名) 一般









(8) 出前講座

区内の団体を対象に、各団体の申請により、男女共同参画に関するテーマにもとづいた講座を出前で実施している。

講座・日時・会場	講師	内容	参加数
デートDV講座 3月4日(水) 飛鳥中学校			3学年 -名
※新型コロナウイルス感染拡 大防止のため、中止	NPO法人	文際相手からの暴力であるデートDV	
デートDV講座 3月12日(木) 桐ヶ丘中学校	レジリエンス副代表 西山さつき	を未然に防ぐための講座。	3学年 -名
※新型コロナウイルス感染拡 大防止のため、中止			- 6

(9) 共催事業

事業名・日時・会場	主催団体	内容	参加数 (定員)
2019ねっとわーくまつり 5月18日(土) 13:00~16:30 5月19日(日) 10:00~16:00 スペースゆう多目的室AB 北とぴあドームホール 北とぴあ601会議室	北区男女共同参画 推進ネットワーク	「一人ひとりがそれぞれの能力を活かし合い、共に生きる社会をつくるために」をテーマに、区民への啓発普及と区民との交流を目的とした講演会、映画上映会、ステージ発表、展示等を行った。 ①対談『すべての人に「性」の学びを』一般社団法人"人間と性"教育研究協議会代表理事 水野哲夫氏産婦人科医 遠見才希子氏②映画上映会「愛と法」	①77名 ②84名 (140名)
子育てマの未来計画 (各2回連続講座) <前期> (1)レジリエンス編 ①7月6日(土) ②7月13日(土) ②7月13日(土) ②7月27日(土) 各日10:45~12:15 東京家政大学板橋キャンパス 子育てママの未来計画 (各2回連続講> (1)レジリエンス編 ①9月6日(金) ②9月20日(金) (2)家政学入門編 ①9月20日(金) (2)家政学入門編 ①9月28日(土)優別学入門編 ②2月8日(土)近期 各日10:45~12:15 東京家政大パス	東京家政大学 板北区 (3者共催)	(1) レジリエンス編 「自分を見つめなおす2日間」毎日育児に 追われて、しばらく自分ひとりの時間を持 てていない女性が、こころの元気「レジリエンス」について学び、忙しい毎日の中で も自分らしさを取り戻すワークショップ。 (2) 家政学入門編 「子どものいる毎日を充実したものにすることを見直しているでありを見直したものとも問」を整理している。 「おの2日間」を整理している。 「おいきいきとまって、いきいきとまって、いきいきと生活を回す方法を考えてみるりまた。 「清師」 東京家政大学女性未来研究所副所長 並木有系政大学短期大学部保育科准教授 平野順子氏	(1) ①24名 ②20名 ①20名 ②17名 ②17名 ③30名 ②17名 (30名) ※ (1) ②19名 (1) ②19名 (2) ②12名 (30名) ※ (30名) ※ (30名) ※ (30名) ※ (30名) ※ (30名) ※ (30名) ※ (30名) ※ (30名) ※ (30名) (30a) (3
パパ講演会 『ワクワク生きる父親が家族を変える!?~子どもが憧れる大人になろう「ワクワク生きる極意」~』 8月25日(日) 10:30~12:30 北とぴあペガサスホール	子ども未来課	子育ては大変で、日々戦いを強いられることもある。でも父親がワクワク、生き生きと過ごして、夢を語ることができれば、家族の日々も楽しくなる。そんな父親の姿にどもたちも憧れを抱き、制限なく夢を持てるようになる。日本を夢が溢れるドリームランドにしようと出席者に語りかけた。 【講師】 イクメンコンサルタント協会 代表理事 秋山剛氏	20名 (100名)

(10) その他の啓発

- ●男女共同参画に関するパネル展示
 - 中央図書館での特設コーナー設置5月23日(木)~6月27日(木)まで男女共同参画に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
 - 東京ウィメンズプラザでのパネル展示 通年、男女共同参画に関するパネルを展示した。
 - 平和祈念週間でのパネル展示 総務課が主催する「平和祈念週間事業」(7月30日(火)~8月3日(土))で男女共同参画に関するパネルを展示した。

●DVに関する啓発

- ・コミュニティバスラッピング11月中旬から約1か月間、区内を走るコミュニティバスの車体に北区パープルリボンシンボルマークをラッピングした。
- 中央図書館での特設コーナー設置 10月24日(木)~11月28日(木)までDV(デートDV含む)に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
- ・学園祭での啓発東京成徳大学の学園祭で、10月19日(土)、10月20日(日)の2日間に渡り、DV(デートDV含む)に関するチラシやカードを配布したほか、パープルリボンを手作りできるブースを設けた。

※パープルリボンは女性への暴力の根絶運動で用いられるアウェアネス・リボン(支援や声明を表す)である。



平和祈念週間事業でのパネル展示



東京成徳大学学園祭での展示





コミュニティバスラッピングチラシ

東京都北区パープルリボンシンボルマーク

(9) 共催事業チラシ







2 相談事業

(1) 年度別・種類別 相談件数(過去5か年分)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
こころと生き方・DV相談	652	629	673	650	617
DV専用ダイヤル(電話相談)	_	51	80	94	75
女性のための法律相談	41	53	60	70	65
合計	693	733	813	814	757

^{※「}DV専用ダイヤル」は平成28年度より開始

(2) こころと生き方・DV相談

※女性相談(女性相談員による相談:一回 面談50分、電話の場合は30分)

毎週火曜日 10:00~16:50 第1・5水曜日 15:00~19:50 第2・4水曜日 13:00~17:50

第3水曜日 10:00~14:50、17:00~19:50

第1・3・5金曜日 10:00~15:50 第1・3土曜日 10:00~11:50 第2・4土曜日 10:00~15:50 第1・3日曜日 10:00~15:50

※男性相談(男性相談員による電話相談:1回30分)

第1木曜日16:00~19:30第3土曜日13:00~16:30

①利用状況(予約・受付等)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	件 数	49	49	51	49	55	47	51	59	51	52	52	52	617
	うち男性	2	1	1	1	1	2	1	3	2	2	2	2	20
内	来所	43	42	47	42	46	39	46	51	46	40	37	42	521
	電話	6	7	4	7	9	8	5	8	5	12	15	10	96
訳	(夜間)	7	5	ω	2	2	7	6	6	5	6	4	5	58
	相談枠数	91	72	90	95	84	77	89	84	85	77	78	90	1,012
	相談日数	17	13	17	18	16	15	17	16	16	14	15	17	191

②年齡別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_
1010	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20代	有	1	1	1	1	1	-	3	2	3	1	1	-	15	26
2010	無	-	1	1	3	2	2	-	1	1	-	-	-	11	20
30代	有	3	3	8	5	6	8	7	7	6	6	8	7	74	110
3010	無	4	4	3	1	4	2	2	4	1	2	5	4	36	110
40代	有	10	6	10	10	8	15	17	16	12	10	14	12	140	215
4010	無	10	9	8	6	6	2	2	8	9	7	3	5	75	210
50代	有	11	9	7	9	11	6	5	7	4	6	6	11	92	143
3010	無	1	3	2	7	4	2	5	5	4	7	6	5	51	143
60代	有	3	3	4	2	6	4	7	3	3	8	4	4	51	83
0010	無	2	4	4	2	6	1	2	თ	3	1	1	თ	32	00
70代	有	1	1	-	1	-	2	1	2	2	1	-	1	12	36
7 010	無	1	5	3	2	1	თ	-	1	3	2	З	-	24	30
80代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
以上	無	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	4	4
不	明	-	-	-	ı	-	-	ı	-	-	ı	ı	-	-	_
合	計	49	49	51	49	55	47	51	59	51	52	52	52	617	617

③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力	17	18	17	23	27	14	14	19	8	10	12	14	193
生き方	10	6	4	8	7	3	12	7	11	8	9	8	93
こころ	5	8	9	4	8	6	6	4	7	9	5	5	76
からだ	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
夫 婦	11	7	12	8	5	14	12	15	11	12	15	15	137
子ども	5	6	6	5	6	4	3	5	7	7	6	6	66
家 庭	-	2	-	1	1	1	2	3	2	З	2	1	17
仕 事	-	2	1	1	1	3	2	4	4	З	3	3	27
その他	1	-	1	-	-	2	-	2	1	-	-	_	7
合 計	49	49	51	49	55	47	51	59	51	52	52	52	617

(3) DV専用ダイヤル (電話相談)

火~金曜日 9:00~17:00

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	5	5	3	6	4	3	7	11	9	9	10	3	75





(4) 女性のための法律相談

毎月 第1土曜日 9:30~11:45 (4枠)

第3木曜日 17:00~19:15 (4枠)

①利用状況(予約・受付等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	6	4	3	6	2	3	6	6	7	7	8	7	65
相談枠数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
相談日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
1010	無	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_
20代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	4
2010	無	-	-	1	1	-	-	_	-	-	-	-	-	2	4
30代	有	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	1	6	8
3010	無	1	-	_	-	-	-	1	-	_	-	-	-	2	0
40代	有	-	1	-	3	-	2	2	1	2	1	3	2	17	21
4010	無	_	ı	1	-	-	ı	_	1	-	2	ı	ı	4	<u> </u>
50代	有	2	-	-	2	-	-	1	1	1	1	1	3	12	16
3010	無	_	1	1	ı	1	ı	_	ı	-	1	ı	ı	4	10
60代	有	1	_	-	_	-	-	1	_	-	1	_	-	3	8
0010	無	_	1	-	1	1	1	_	1	2	ı	1	1	5	0
70代	有	1	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	1	6
7011	無	-	1	-	-	-	-	1	2	-	1	-	-	5	O
80代	有	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_
以上	無	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	
合言	<u></u>	6	4	3	6	2	З	6	6	7	7	7	6	63	63

③相談内容別件数(含重訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離婚	6	1	2	3	_	1	3	3	2	4	2	7	34
財産分与	3	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	2	13
相続	-	1	-	1	1	1	1	3	2	1	1	1	8
養育費	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	12
夫婦別姓	ı	1	ı	ı	ı	ı	-	ı	1	1	1	1	-
結婚	ı	1	ı	ı	ı	ı	-	ı	1	1	1	1	1
子ども	2	1	-	1	-	1	1	-	ı	1	1	1	7
人間関係	-	1	1	1	1	-	1	-	1	1	ı	1	2
暴力	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	ı	1	4
セクハラ	-	1	-	1	1	1	-	1	1	1	1	1	2
仕事	1	1	1	1	1	1	-	1	-	1	1	1	2
隣家トラブル	ı	1	ı	ı	ı	ı	-	ı	1	1	2	1	3
金銭トラブル	1	1	1	1	1	_	-	_	1	1	1	1	3
賃貸契約	1	-	-	1	-	1	-	-	1	1	2	-	4
その他	_	2	1	1	1	2	1	-	1	3	_	-	12
合 計	14	6	3	9	2	9	11	11	10	9	11	12	107

(5) スペースゆう・にじいろ電話相談

毎月 第1土曜日 14:00~17:00 第4木曜日 17:00~20:00

※令和2年4月より事業開始のため実績なし。



3 施設運営

(1)年度別・種類別 利用件数及び人数(過去5か年分)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	多目的室	745	677	701	707	645
件数	ミーティング ルーム	283	225	255	246	216
十女	情報コーナー	57	26	34	70	74
	活動コーナー	326	394	370	374	231
Ê	計	1,411	1,322	1,360	1,397	1,166
	多目的室	11,398	9,971	10,173	9,649	8,354
人数	ミーティング ルーム	1,593	1,264	1,365	1,282	1,221
八奴	情報コーナー	182	78	74	99	88
	活動コーナー	1,262	1,240	1,244	1,198	92
合計		14,435	12,553	12,856	12,228	9,755

(2)多目的室利用状況

①時間別利用状況

月	午前(98	寺~12時)	午後(18	寺~5時)	夜間(68	寺~9時)	合	· 言 十
H	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	21	210	26	365	11	151	58	726
5月	26	374	21	365	16	201	63	940
6月	24	226	26	387	14	180	64	793
7月	26	246	26	363	14	149	66	758
8月	8	108	20	234	9	79	37	421
9月	26	278	24	350	6	109	56	737
10月	22	225	26	333	7	116	55	674
11月	24	221	25	452	10	165	59	838
12月	21	232	25	392	6	91	52	715
1月	20	248	23	342	8	134	51	724
2月	23	217	18	278	9	198	50	693
3月	15	141	15	161	4	33	34	335
合計	256	2,726	275	4,022	114	1,606	645	8,354
月平均	21	227	23	335	10	134	54	696

②部屋別利用状況(件)

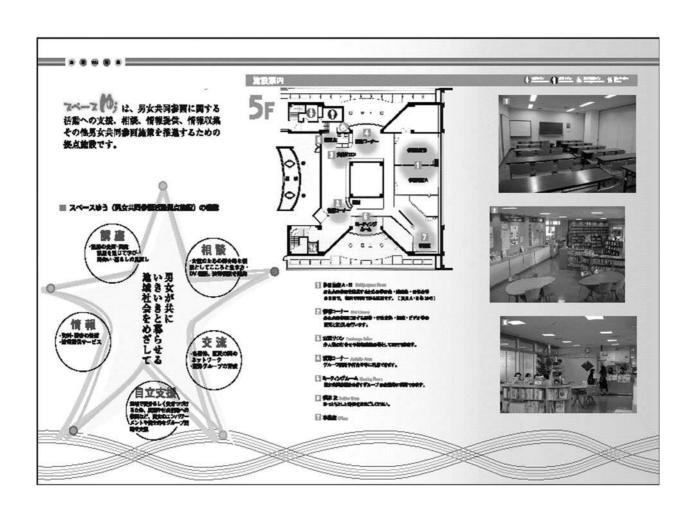
月	多目的室A•B	多目的室A	多目的室B	合計
4月	25	15	18	58
5月	32	12	19	63
6月	30	19	15	64
7月	22	20	24	66
8月	15	6	16	37
9月	31	15	10	56
10月	32	13	10	55
11月	29	12	18	59
12月	26	10	16	52
1月	25	11	15	51
2月	28	9	13	50
3月	16	8	10	34
計	311	150	184	645

③曜日別利用状況

月	7	人曜	7.	水曜	7	卞曜	7	金曜	-	土曜	E	3曜	Ê	計
h	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	14	179	9	104	14	160	10	134	8	125	3	24	58	726
5月	16	184	10	171	13	140	11	129	7	179	6	137	63	940
6月	15	163	10	133	15	164	11	145	7	81	6	107	64	793
7月	17	175	13	163	12	140	9	118	10	115	5	47	66	758
8月	9	63	7	90	6	70	5	38	8	137	2	23	37	421
9月	7	62	10	146	13	162	8	110	8	153	10	104	56	737
10月	10	117	00	131	15	198	8	97	6	76	8	55	55	674
11月	11	118	9	171	12	140	10	141	8	127	9	141	59	838
12月	11	140	10	165	11	102	6	80	6	111	8	117	52	715
1月	10	118	9	149	12	134	8	119	5	121	7	83	51	724
2月	7	102	7	110	13	156	9	123	9	151	5	51	50	693
3月	11	97	6	49	2	21	6	68	1	3	8	97	34	335
合計	138	1,518	108	1,582	138	1,587	101	1,302	83	1,379	77	986	645	8,354

(3) その他の施設の利用内訳

	情報コ	ーナー	ミーティン	ノグルーム	活動コ	ーナー	合	計
月	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	11	13	17	92	26	69	54	174
5月	7	7	19	102	11	114	37	223
6月	9	14	21	123	18	54	48	191
7月	7	14	18	104	26	74	51	192
8月	3	3	15	95	27	87	45	185
9月	8	8	16	88	20	74	44	170
10月	5	5	27	82	19	58	51	145
11月	5	5	17	98	17	62	39	165
12月	6	6	13	102	16	46	35	154
1月	9	9	18	109	22	73	49	191
2月	3	3	19	137	9	137	31	277
3月	1	1	16	89	20	64	37	154
合計	74	88	216	1,221	231	912	521	2,221
月平均	6	7	18	102	19	76	43	185



4 団体登録状況(各年度3月31日現在)

	新規登録数	登録数
平成 27 年度	2件	69 団体
平成 28 年度	3件	63 団体
平成 29 年度	3件	58 団体
平成 30 年度	6件	60 団体
令和元年度	3件	55 団体

5 情報コーナー (所蔵数・貸出人数)

〇所蔵数合計	4,123 点
図書	3,977 冊
ビデオ・DVD	146本
〇貸出資料合計	443 点
図書	410冊
ビデオ・DVD	33 点
〇貸出延人数	311名



○参考資料

東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下の平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)に参画すること(以下「男女共同参画」という。)の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、 必要な範囲内において男女のいずれか一方に 対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若 しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内 で事業活動を行う個人及び法人その他の団体 をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に より、相手に不快感若しくは不利益を与え、又 は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲 げる事項を基本理念として定める。
 - 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
 - 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく 社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民 が多様な生き方を選択できる社会づくりが推 進されること。
 - 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、 あらゆる分野における政策及び方針の立案及 び決定に共に参画できる機会が確保されること。
 - 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
 - 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援 の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事そ の他の社会活動との均衡と調和のとれた生活

を営むことができること。

- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにそ の意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が 保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行つてはならない。
- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」という。)を行ってはならない。

(あらゆる情報の公表への配慮)

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、 性別に起因する人権侵害を助長することのない よう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴 力的行為を誘発することのないよう配慮するも のとする。

(区の責務)

- 第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の 推進に関する施策 (積極的格差是正措置を含む。 以下「関連施策」という。) を策定し、総合的か つ計画的に推進するものとする。
- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制 の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者 並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的 に連携及び協力するものとする。

(区民の責務)

- 第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画 に関する理解を深め、あらゆる分野の活動におい て男女共同参画の推進に取り組むよう努めるも のとする。
- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に おいて男女共同参画を推進し、男女が育児、介護 その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との 均衡と調和のとれた生活を営むことができるよ

- う努めるものとする。
- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共 同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

(基本的施策)

- 第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の 各号に掲げる施策を行うものとする。
 - 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策
 - 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
 - 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参 画に関する格差が男女間に生ずることのない よう必要な措置を講ずるための施策
 - 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
 - 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭 生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和 のとれた生活を営むことを支援する施策
 - 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共 に健康な生活を営むことを支援する施策
 - 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

(行動計画)

- 第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 区長は、行動計画を策定するに当たつては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広 く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策 の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公 表するものとする。

(拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

- 第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の 附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四 項の規定により行動計画の策定及び変更につ いて調査審議し、答申すること。
 - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共 同参画推進に関する事項について調査研究を 行い、区長に意見を述べること。
 - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京 都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見 を求められたときに、意見を表明すること。
 - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参 画の推進に理解と識見を有するもののうちから 区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び 運営に関し必要な事項は、東京都北区規則(以下 「規則」という。)で定める。

第四章 苦情への対応 (苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号 に掲げる事項に関し苦情の申出をすることがで

きる。

- 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施 策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別 等男女共同参画の推進を阻害すると認められ る事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 事項については苦情の申出をすることができな い。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等の あった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている 事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決 定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
 - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われ た処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

- 第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区 男女共同参画苦情解決委員会(以下「苦情解決委員会」という。)を設置する。
- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やか に苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女 共同参画の推進に深い理解と識見を有する者の うちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再 任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の 組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。 ただし、第十条第二項(審議会に係る部分に限 る。)、第三章(第十三条第二項第三号の規定は 除く。)及び付則第三項(苦情解決委員会に係る 部分を除く。)の規定は、平成十八年十月一日か ら、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三 項(苦情解決委員会に係る部分に限る。)の規定 は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている東京 都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定に より策定された行動計画とみなす。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部改正)

東京都北区スペースゆう条例

(平成15年12月5日条例第39号)

(設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう(以下「スペースゆう」という。)を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

(事業)

第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。

- 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関すること。
- 二 男女共同参画をめざす区民(区内に在勤する者 及び在学する者を含む。)相互の交流の機会及び 場の提供に関すること。

- 三 女性総合相談事業に関すること。
- 四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関すること。
- 五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

(使用)

- 第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設 及び東京都北区規則(以下「規則」という。)で 定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画 を推進するために使用する者で、次に掲げるもの とする。
- 一 東京都北区(以下「区」という。)と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

(使用の承認及び不承認)

- 第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設 及び規則で定める附帯設備(以下「施設等」とい う。)を使用しようとする者は、規則で定めると ころにより申請し、区長の使用承認を受けなけれ ばならない。
- 2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項 の使用承認をしない。
- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められると き。
- 三 管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号のほか、区長が使用を不適当と認めるとき。

(使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料(以下「使用料」

と総称する。) を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区 長が特別の理由があると認めたときは、その全部 又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸 してはならない。

(施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

- 第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、 使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しく は停止することができる。
- 一 使用の目的に反する行為をしたとき。
- 二 この条例又はこれに基づく規則に違反したと き。
- 三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設 を現状に回復しなければならない。前条の規定に より使用承認を取り消され、又は使用を停止され たときも同様とする。

(損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。 ただし、区長がやむを得ない理由があると認めた ときは、その額を減額し、又は免除することがで きる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学 館条例を廃止する条例(平成十五年十二月東京都 北区条例第四十号)の規定による廃止前の東京都 北区北とびあ科学館条例の規定によりなされた プラネタリウムホール及び当該プラネタリウム ホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の 申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホ ール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

(準備行為)

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な 準備行為は、この条例の施行前においても行うこ とができる。

付 則(平成二六年一〇月三日条例第二九号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年七月三日条例第五一号) (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同 参画センター条例別表の規定は、この条例の施行 の日(以下「施行日」という。)以後に承認する 使用に係る使用料について適用し、施行日前に承 認した使用に係る使用料については、なお従前の 例による。

付 則(平成二八年一二月五日条例第七九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表 (第四条—第六条関係)

区分	午前	午後	夜間
	(午前九	(午後一	(午後六
	時~午後	時~午後	時~午後
施設名	零時)	五時)	九時)
多目的室	1,440 円	2,240 円	2,880円
A • B	1,440 円	2, 240 円	2,000 円
多目的室A	720 円	1,120円	1,440円
多目的室B	720 円	1,120円	1,440円

事業概要 〈平成31年(令和元年)度版〉

スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)

★発行 令和2年6月

北区総務部多様性社会推進課 北区王子 1-11-1 北とぴあ5階 03-3913-0161(ダイヤルイン)

刊行物登録番号 2-1-036